

青森県報

号外第四十六号

平成十八年
四月二十四日
(月曜日)

目 次

監査委員

行政事務監査の結果…………… (事務局) …… 1

監 査 委 員

行政事務監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく監査を実施し、次のとおり青森県知事等に提出したので、同条第9項の規定により公表します。

平成18年 4月24日

青森県監査委員

林 忠 男	同
鶴 賀 茂 世	同
小比類巻 雅明	同
平 山 誠 敏	同

青森県監査委員

平成17年度行政事務監査報告書

「公益法人に対する指導監督事務等について」

第1 監査対象事務

県が所管する公益法人（民法第34条の規定に基づき設立された法人。以下「公益法人」という。）に対する指導監督事務等

第2 監査の目的

公益法人に対する県の指導監督事務等の状況を監査することにより、県が所管する公益法人の健全運営及び公益法人に対する県の指導監督事務等の適切な執行に資することを目的として実施した。

第3 監査実施時期

平成17年11月1日から平成18年3月28日

第4 監査対象機関

公益法人に係る事務を所掌する知事部局39課、警察本部7課、教育委員会1課の合計47課を対象に監査を実施した。（表1参照）

第5 監査の実施方法

公益法人に係る事務を所掌する47課に対して監査調査の提出を求め、提出された監査調査を基に監査を実施した。

第6 監査結果

1 所管公益法人の状況

平成17年4月1日時点における県が所管する公益法人は、365法人（他課との共管法人1法人を含む。）で、知事部局246法人、警察本部11法人、教育委員会108法人となっている。

これを社団法人と財団法人の類型別で見ると、全体では社団法人186法人、財団法人179法人、知事部局では社団法人164法人、財団法人82法人、警察本部では社団法人5法人、財団法人6法人、教育委員会では社団法人17法人、財団法人91法人となっている。（表1参照）

2 公益法人に対する県の指導監督体制等

(1) 指導監督体制

ア 知事部局

公益法人の目的とする事業に関する事務を所掌する38課において、246法人に対する指導監督事務を行っている。

このほか、公益法人に係る総合的事務を総務学事課が行っている。

イ 警察本部

公益法人の目的とする事業に関する事務を所掌する6課において、11法人に対する指導監督事務を行っている。

このほか、公益法人に係る総合的事務を企画政策課が行っている。

ウ 教育委員会

職員福利課において、教育委員会が所掌する108法人全てに対する指導監督事務を行っている。

(2) 一人当たり担当法人数の状況

公益法人に対する指導監督事務を行っている知事部局38課、警察本部6課及び教育委員会1課における各課ごとの一人当たり担当法人数は、表2の「一人当たり担当法人数欄」とおりであり、最少0.1法人から最大25.0法人となっており、所管課によって格差が大きい状況となっている。

(3) 担当職員に対する研修実施状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ）により、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施することが要請されているが、平成16年度、17年度（17年度は、平成17年8月末時点の状況。）の2か年度の研修実施状況は、表2の「研修実施の有無欄」、「内部研修欄」及び「外部研修欄」とおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

総務学事課において年2回、知事部局の担当職員を対象に公益法人事務担当者会議を開催しており、ほとんどの所管課が当該研修に参加しているほか、所管課によっては外部の研修に参加しているところもみられる。

なお、平成16年度、17年度にいずれの研修にも参加していない所管課が、4課みられる。

イ 警察本部

企画政策課において年1回、警察本部の担当職員を対象に公益法人指導監督連絡会議を開催しており、平成16年度、17年度とも当該研修に所管課が参加している。

ウ 教育委員会

平成16年度、17年度とも、外部の機関が実施する研修に職員福利課の担当職員が参加している。

3 指導監督事務等の状況

(1) 事業報告書等の提出状況

「青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」又は「青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」により、公益法人は、設立当初の事業年度を除き、毎事業年度開始後3か月以内に事業報告書等を県に提出しなければならないとされている。

平成16年度、17年度（17年度は、平成17年8月末時点の状況。）における事業報告書等の提出状況は、表2の「事業報告書等の提出状況欄」のとおりであり、期限後に提出した法人が16年度65法人、17年度55法人、未提出の法人は16年度1法人、17年度9法人となっている。なお、部局別の提出状況は、次のとおりである。

部 局	期限後提出法人数	未提出法人数
	16年度	17年度
知事部局	57	41
警察本部	0	1
教育委員会	8	13
計	65	55

(2) 立入検査の周期順守状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」により、所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施することが要請されている。

平成14年度から16年度の3か年度における立入検査実施状況を確認した結果は、表2の「立入検査の周期順守欄」、「年度別検査実施法人数欄」及び「検査未実施法人数欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

「公益法人立入検査実施要領」を定め、所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施するとしているが、12課において3年周期の立入検査が順守されていないかった。このため、平成17年3月末時点における立入検査未実施法人数は、45法人となっている。

イ 警察本部

「警察関係公益法人処理要領」を定め、立入調査は原則として年1回実施するものとしており、各課とも要領どおり毎年実施している。

ウ 教育委員会

「青森県教育委員会の所管に属する公益法人の業務等の立入調査要領」を定めているが、立入調査周期については定めがなく、職員福利課では3年から4年に1回の周期で立入調査を実施してきており、平成17年3月末時点における立入調査未実施法人数は、23法人となっている。

(3) 立入検査票の評価欄の記載状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」により、立入検査にあたっては、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施することが要請されているが、平成16年度に立入検査を実施した121法人のうち、改善指示をした87法人に係る立入検査票の評価欄の記載状況は、表3の「立入検査票のABC評価の記載状況欄」のとおりであり、部局別

の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

公益法人立入検査実施要領により、検査票は、A（改善の必要が無いもの）、B（法人の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えたほうがよいもの）、C（法令、定款又は寄附行為に反するなど早急に改善をすべきもの）で評価する様式となっているが、16年度に改善指示をした54法人のうちA・B・C表示が適切に記載されているのは25法人となっている。

【その他の状況】

A・B・C表示が一部ないもの

26法人

A・B・C表示がされていないもの

2法人

検査票がなく確認不能なもの

1法人

イ 警察本部

警察関係公益法人処理要領により、立入検査実施票は、A（良好）、B（普通）、C（不良）で評価する様式となっており、16年度に改善指示をした5法人ともA・B・C表示が適切に記載されていた。

ウ 教育委員会

教育委員会では、毎年度の立入調査計画策定時に定める立入調査調査表に基づき立入調査を実施しているが、調査表が保管されていないため、16年度に改善指示をした28法人に係る調査表の評価欄の記載状況を確認することができなかった。

(4) 改善指示をした法人の評価と改善報告の状況

平成16年度に立入検査を実施した121法人のうち87法人に対して改善指示をしているが、改善指示をした87法人について立入検査の評価がどのような場合に改善報告を求められているかを調査した結果は、表3の「立入検査票の評価と改善報告の状況欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

公益法人立入検査実施要領において、「立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、当該公益法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指導するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるとする。」と規定している。

知事部局においては、16年度に82法人に対して立入検査を実施し、そのうち54法人に改善指示をしているが、改善指示をした54法人のうち改善報告を求めたのは36法人、求めなかったのは18法人となっている。これを立入検査票の評価との関係で見ると、下表のとおりB評価で改善報告を求めた法人と求めなかった法人、C評価で改善報告を求めた法人と求めなかった法人がみられる。

〔改善指示をした54法人の評価と改善報告の関係〕

改善報告の区分	B評価	C評価	評価不明	計
改善報告を求めた法人	11	24	1	36
改善報告を求めなかった法人	8	8	2	18
計	19	32	3	54

(注) 「評価不明」の1件は、教育委員会職員福利課との共管法人に係るものであり、総務学事課で定める立入検査表の様式を用いていないことから評価が不明なものである。

「評価不明」のその他の2件は、立入検査票はあるものの評価の記載がなく確認できないものである。

イ 警察本部

警察関係公益法人処理要領において、「調査の結果、改善すべき事項が存在する場合は、所管課は、所要の改善方策を指示し、又は期限を付して改善状況の報告を求めるものとする。」と規定している。

警察本部においては、16年度に11法人に対して立入調査を実施し、そのうち5法人に改善指示をしているが、改善指示をした5法人のうち改善報告を求めたのは1法人、求めなかったのは4法人となっている。これを立入調査実施票の評価との関係で見ると、下表のとおりB評価で改善報告を求めた法人と求めなかった法人がみられる。

〔改善指示をした5法人の評価と改善報告の関係〕

改善報告の区分	B評価
改善報告を求めた法人	1
改善報告を求めなかった法人	4
計	5

ウ 教育委員会

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の業務等の立入調査要領において、「調査員は、調査後すみやかに講評を行い、実情に即して改善意見の提示を行うものとする。重要な指示事項については、調査後公文書により措置するものとする。改善意見の提示又は公文書による指示を行った法人に対しては、事後に改善報告書の提出を求めるものとする。」と規定している。

職員福利課では、16年度に立入調査を実施した28法人全てに対して改善指示をしているが、改善指示をした28法人のうち文書により改善報告を求めた法人はなく、改善指示をした法人に係る立入調査表の評価との関係については、調査表が保管されていないことから確認することができなかった。

(5) 立入検査結果の公表状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」により、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表することが要請されているが、

平成17年10月末時点（監査調査提出期限）における立入検査結果の公表状況は、表2の「立入検査結果の公表欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

公益法人を所管する各課及び公益法人に係る総括的事務を所掌する総務学事課のいずれにおいても、公表の措置はとられていない。

イ 警察本部

警察関係公益法人処理要領において、「総括主管課は、毎年度の立入調査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するものとする。」と定めており、警察本部所管分の公益法人に係る立入調査の実施結果を県警察本部のホームページに掲載し、公表している。

ウ 教育委員会

公表の措置はとられていない。（平成18年1月16日以降、教育委員会ホームページに掲載。）

(6) 要請内容等の通知状況

所管公益法人に対して、「外部監査の要請」、「インターネットによる公益法人のデイスクロージャー」及び「公益法人会計基準の改正」の内容（下欄「注」参照）が適切に通知されているかについて確認した結果は、表4の「要請内容等の通知状況欄」、「外部監査の要請欄」、「インターネットによる公益法人のデイスクロージャー欄」及び「公益法人会計基準の改正欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

なお、「外部監査の要請」は、対象となる公益法人が特定されているため、通知を要しない公益法人があるが、その他の内容はすべての公益法人が対象となっている。

ア 知事部局

文書により通知している課	16課
一部のみ文書により通知している課	14課
文書による通知をしていない課	7課
文書による通知をしていない不明な課	1課
計	38課

・「一部のみ文書により通知している課」には、通知するべき内容のうち一部だけを通知している課、文書による通知をしているものと口頭により通知しているものがある課が含まれる。

・「文書による通知をしていない課」には、通知するべき内容を全く通知していない課、口頭でのみ通知していると回答した課が含まれる。

イ 警察本部

公益法人を所管する6課いずれも、文書により通知している。

ウ 教育委員会

職員福利課では「外部監査の要請」については通知をしていなかったが、「インターネットによる公益法人のデイスクロージャー」及び「公益法人会計基準の改正」については、文書により通知している。

注

1 外部監査の要請
「公益法人の指導監督体制の充実等について」の中で、「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。」とされている。

2 インターネットによる公益法人のデイスクロージャー
「インターネットによる公益法人のデイスクロージャーについて」（平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の中で、「所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を旨に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」7(1)の から までに掲げる資料をいう。）を、インターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。」とされている。

3 公益法人会計基準の改正
「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、公益法人会計基準の全面的な改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされている。

(7) 要請事項の実施状況

前記(6)で要請等されている内容のうち、「外部監査」と「インターネットによる公益法人のデイスクロージャー」についての県所管公益法人における平成17年8月末現在の実施状況は、表4の「要請事項の実施状況欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

要請事項の区分	対象法人数	実施法人数
外部監査	14	5
インターネットによる公益法人のデイスクロージャー	246	14

イ 警察本部

要請事項の区分	対象法人数	実施法人数
外部監査	0	0
インターネットによる公益法人のデイスクロージャー	11	5

ウ 教育委員会

要請事項の区分	対象法人数	実施法人数
外部監査	6	2
インターネットによる公益法人のデイスクロージャー	108	11

(8) 県ホームページへの所管公益法人情報の掲載状況

「インターネットによる公益法人のデイスクロージャーについて」により、所管公益法人の一覧表をホームページに掲載することが要請（下欄「注」参照）されているが、その状況は、表4の「県ホームページへの法人情報掲載欄」とおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

ア 知事部局

県のホームページには所管公益法人の一覧表は掲載されていない。

イ 警察本部

県警察本部のホームページに所管公益法人の一覧表が掲載されている。

ウ 教育委員会

教育委員会のホームページに所管公益法人の一覧表が掲載されている。

注

所管公益法人の一覧表をホームページに掲載することの要請について「インターネットによる公益法人のデイスクロージャーについて」（平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の中で、「平成13年10月未までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表をホームページに掲載する。」とされている。

<掲載事項> 名称、所管する部局（担当局担当課等）の名称、公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号、設立年月日、代表者の職名及び氏名、主な目的及び事業
また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

(9) 閲覧書類の備付け状況

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日、閣議決定）により、「所管官庁においては、所管する公益法人に係る業務及び財務等に関

する資料を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、原則としてこれを閲覧させるものとする。」とされているが、閲覧書類の備付け状況は、表4の「閲覧書類の備付け状況欄」のとおりであり、部局別の状況は、以下のとおりである。

- ア 知事部局 (対象所管課38課)
 - 適切 33課
 - 一部書類が不備 4課
 - 不備 1課
- イ 警察本部 (対象所管課6課)
 - 適切である。
- ウ 教育委員会 (対象所管課1課)
 - 適切である。

第7 留意改善を要する事項

- 1 指導監督体制等について
 - (1) 知事部局及び教育委員会においては、公益法人を所管する課ごとの一人当たり担当法人数の格差が大きい状況については、所管課によって担当職員のとらえ方が異なっていることがあるとしても、事務分担当が過重になっていないか検証し、適切な事務分担当に配慮すること。

- (2) 知事部局においては、職員に対する研修を実施していない所管課がみられたので、適切に実施すること。

2 指導監督事務等について

- (1) 公益法人は、毎事業年度開始後3か月以内に事業報告書等の提出をすることになっているが、知事部局及び教育委員会においては、期限後の提出が多数みられたほか未提出となっている公益法人もあったので、期限内の提出について指導するとともに、未提出法人にあっては未提出理由を確認し、必要な措置を講じること（平成17年8月末以降において提出された法人を除く。）。

- (2) 公益法人に対する立入検査については、知事部局では少なくとも3年に1回という周期が順守されていない所管課がみられたので、適切に実施すること。教育委員会においては、検査周期を3年から4年に1回として実施しているが、「公益法人の指導監督体制の充実等について」に基づき、3年周期での立入検査に努めること。

- (3) 立入検査票の評価欄のA・B・C評価の記載については、知事部局においては適切に記載されていない所管課がみられたので、適切に記載すること。

教育委員会においては、立入調査表を保管していなかったため、適切に取り扱うこと。

- (4) 立入検査の結果、改善指示をした公益法人に対して改善報告を求める場合の取扱いについては、知事部局及び警察本部とも所管課によって対応が異なっていたので、統一的な取扱いをすること。教育委員会においては、改善指示をした法人が多数あるにもかかわらず文書による改善報告を求めている法人がなかったが、改善報告を求める場合の取扱いについて明確にしておくこと。

- (5) 立入検査結果の公表については、警察本部ではホームページにより公表していたが（教育委員会では平成18年1月16日から実施。）、知事部局においても公表すること。

- (6) 「外部監査の要請」、インターネットによる公益法人のデイスクロージャー」及び「公益法人会計基準の改正」の内容については、知事部局及び教育委員会においては、所管公益法人に対して文書により通知していない所管課がみられたので、改正内容等は適時・適切に文書により通知すること。

- (7) 「外部監査」及び「インターネットによる公益法人のデイスクロージャー」の実施については、実施法人が少ないので、これに対する指導を適切に行うこと。

- (8) 所管公益法人の一覧表のホームページへの掲載については、知事部局では実施していなかったため、実施すること。

- (9) 閲覧書類の備付けについては、知事部局において不備なところが見られたので、適切に対応すること。

表1

監 査 対 象 機 関	課 名	所管公益法人 財団法人	社団法人	合計
総務部	総務学事課	0	0	0
	人事課	0	1	1
	市町村振興課	1	9	10
	防災消防課	1	1	2
企画政策部	企画課	0	1	1
	情報システム課	1	0	1
	県民生活政策課	6	0	6
	環境政策課	2	0	2
健康福祉部	自然保護課	2	0	2
	健康福祉政策課	2	4	6
	医療業務課	30	12	42
	保健衛生課	4	7	11
商工労働部	高齢福祉保険課	2	2	4
	こどもみらい課	1	2	3
	障害福祉課	4	3	7
	商工政策課	12	2	14
文化観光部	経営支援課	1	0	1
	工業振興課	3	3	6
	新産業創造課	0	1	1
	むつ小川原振興課	0	2	2
	資源エネルギー課	2	1	3
	労政・能力開発課	18	5	23
	観光推進課	11	14	25
	国際課	1	2	3
			(1)	(1)
農林水産部	農林水産政策課	3	0	3
	総合販売戦略課	8	0	8
	食の安全・安心推進課	1	0	1
	団体経営改善課	4	0	4
	構造政策課	5	2	7
	農産園芸課	5	0	5
	りんご果樹課	3	1	4
	畜産課	10	1	11
	林政課	5	0	5
	水産振興課	2	2	4
県土整備部	漁港漁場整備課	1	0	1
	監理課	8	1	9

知事部局計	整備企画課	1	1	2	
	都市計画課	0	2	2	
	建築住宅課	4	0	4	
	39課	164	82	246	
			(1)	(1)	
	警察本部	企画政策課	0	0	0
		厚生課	0	1	1
		生活安全企画課	2	0	2
		組織犯罪対策課	0	1	1
		交通企画課	1	4	5
交通規制課		1	0	1	
運転免許課		1	0	1	
7課		5	6	11	
警察本部計		17	91	108	
教育委員会			(1)	(1)	
合計	47課	186	179	365	
		(1)	(1)		

注1 知事部局の総務学事課及び警察本部の企画政策課の所管公益法人数が0となっているのは、両課とも公益法人に係る総括的事務を行っている課であるためである。

2 ()内の数字は、他課と共同で所管している法人数である。このため、県が所管している公益法人の実数は、364法人となる。

表2

所管部局	所管課	法人数 (H17.4.1 時点) a	担当職員 数(H17.4.1 時点) b	一人当た り担当法 人数 a/b	研修 実施 の有 無	内部研修		外部研修		事業報告書等の提出状況		立入検 査の周 期順守	年度別検査実施法人数			検査未 実施法 人数 (H17.3 末時 点)	16年度立入検査実施状況		立入検 査結果 の公表 (H17.10 末時点)	
						16年度 (H17.8末時点)	17年度 (H17.8末時点)	16年度 (H17.5末時点)	17年度 (H17.5末時点)	16年度	17年度		16年度	17年度	検査実 施法人 数		改善指 示を した 法人数	改善報 告を 求め た 法人数		
						提出法人 数	未提出法人 数	提出法人 数	未提出法人 数	14年度	15年度		16年度	17年度	改善指 示を 求め た 法人数		改善報 告を 求め た 法人数			
総務部	人事課	1	3	0.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	なし	
	市町村連携課	10	2	5.0	有	なし	なし	なし	なし	5	5	順守	3	3	5	0	5	5	なし	
	防災消防課	2	3	0.7	有	有	有	なし	なし	0	0	順守	0	2	0	0	0	0	なし	
	企画課	1	1	1.0	有	なし	なし	なし	なし	0	0	順守	0	1	0	0	0	0	なし	
	情報システム課	1	1	1.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	1	0	0	0	0	0	なし	
	環境生活部	6	5	1.2	有	有	なし	なし	なし	4	2	否	0	0	0	0	6	0	なし	
	環境政策課	2	2	1.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	否	0	0	1	1	1	0	なし	
	自然保護課	2	1	2.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	0	0	1	1	0	1	0	なし
	健康福祉部	6	14	0.4	有	有	有	なし	なし	2	1	否	1	2	3	0	3	1	なし	
	医療福祉政策課	42	2	21.0	有	なし	なし	なし	なし	11	11	否	9	15	17	1	1	13	なし	
保健衛生課	11	4	0.8	有	有	なし	なし	なし	1	2	否	3	2	4	1	1	1	なし		
高齢福祉政策課	4	4	1.0	有	有	なし	なし	なし	2	2	順守	0	0	2	2	0	2	0	なし	
高齢福祉課	7	2	3.5	有	有	なし	なし	なし	1	1	順守	1	1	1	1	0	1	0	なし	
こどもらい課	3	2	1.5	有	有	なし	なし	なし	0	3	順守	0	5	2	2	0	2	0	なし	
健康福祉課	7	1	7.0	有	有	なし	なし	なし	0	3	順守	4	4	6	0	6	5	4	なし	
商工労働部	商工政策課	14	20	0.7	有	有	なし	なし	3	1	順守	0	0	4	0	1	0	1	なし	
経営支援課	1	5	0.2	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	0	0	1	1	0	1	0	なし	
工業振興課	6	4	1.5	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	2	1	3	0	3	0	0	なし	
新産業創造課	1	2	0.5	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	1	1	0	0	0	0	0	なし	
むつ小川原振興課	2	8	0.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	2	2	2	2	0	2	0	なし	
資源エネルギー課	3	5	0.6	有	有	なし	なし	なし	0	0	順守	1	1	1	1	0	1	0	なし	
労政・能力開発課	23	4	5.8	有	有	なし	なし	なし	6	4	否	1	5	11	5	11	5	1	なし	
文化観光部	観光推進課	25	1	25.0	有	なし	なし	なし	20	5	1	否	1	6	8	10	8	1	8	なし
国際課	3	7	0.4	なし	なし	なし	なし	なし	1	0	否	1	1	1	1	1	1	1	なし	
農林水産部	農林水産政策課	3	2	1.5	有	有	なし	なし	0	0	1	順守	1	2	0	0	0	0	なし	
総合販売戦略課	8	6	1.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	否	—	—	1	7	0	7	1	なし	
食の安全・安心推進課	1	2	0.5	なし	なし	なし	なし	なし	0	0	0	順守	0	1	0	0	0	0	なし	
団地経営改善課	4	2	2.0	有	有	なし	なし	なし	1	2	順守	1	1	2	1	0	2	0	なし	
構造政策課	7	7	1.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	否	2	3	2	1	1	1	1	なし	
農産園芸課	5	6	0.8	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	3	2	1	1	0	1	なし	
りんご果樹課	4	2	2.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	1	否	0	0	2	2	0	2	なし	
畜産課	11	5	2.2	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	否	2	0	0	2	0	0	なし	
林政課	4	4	1.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	2	2	1	0	1	0	なし	
水産振興課	5	3	1.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	4	0	0	0	1	0	なし	
漁港整備課	4	1	1.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	否	0	0	0	1	1	0	なし	
農土整備部	整理課	9	2	4.5	有	有	なし	なし	0	2	否	0	0	3	3	0	3	0	なし	
整備企画課	2	2	1.0	なし	なし	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	0	0	0	0	なし	
都市計画課	2	1	2.0	なし	なし	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	0	0	0	0	なし	
建築住宅課	4	4	1.0	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	2	1	1	0	0	なし	
知事部局計	38課	246	—	—	—	—	—	—	57	41	8	—	57	75	82	45	82	54	36	—
警察本部	厚生課	1	2	0.5	有	有	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	0	あり
生活安全企画課	2	15	0.1	有	有	なし	なし	なし	0	1	0	順守	2	2	2	0	2	1	0	あり
組織犯罪対策課	1	2	0.5	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	あり	
交通企画課	5	2	2.5	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	5	5	5	0	5	3	あり	
交通規制課	1	3	0.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	あり	
交通安全課	1	3	0.3	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	あり	
連立免許課	1	2	0.5	有	有	なし	なし	なし	0	0	0	順守	1	1	1	0	1	0	あり	
警察本部計	6課	11	—	—	—	—	—	—	8	13	0	—	11	11	11	0	11	5	1	—
教育委員会	職員福利課	108	6	18.0	有	なし	なし	なし	8	8	1	否	28	29	28	23	23	28	5	—
総計	45課	365	—	—	—	—	—	—	65	55	9	—	96	115	121	68	121	87	37	—

(注)

- 「研修実施の有無欄」は、16年度又は17年度において、内部研修か外部研修に参加している場合は有と区分している。
- 「内部研修欄」、「外部研修欄」について
内部研修欄は、各部局で行う研修への参加の有無、外部研修欄は、県以外の機関が行う研修への参加の有無を示している。
- 「事業報告書等の提出状況」欄について
17年度分の未提出法人数には、提出期限が到来していないものは除いている。
- 「立入検査の周期順守欄」について
14年度から16年度の3か年度における立入検査の実施状況及び平成17年3月末時点における検査未実施法人数の状況から、3年に一度の周期で実施しているものは「順守」、実施していないものは「否」で区分している。

表3

所管部局	所管課	16年度に改善指示をした法人数	立入検査票のABC評価の記載状況					立入検査票の評価と改善報告の状況											
			ABC表示適切	ABC表示一部なし	ABC表示なし	ABC表示なし	検査票なし	B評価が有る法人数		C評価が有る法人数		B評価が有る法人数		C評価が有る法人数		うち改善報告を求めたもの		うち改善報告を求めたもの	
			(ア)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ア)		(イ)		(ア)		(イ)		(ア)		(イ)	
総務部	市町村振興課	5	0	3	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境生活部	環境政策課	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	健康福祉政策課	3	3	0	0	0	2	0	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業務課	17	2	15	0	0	2	0	0	0	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	保健衛生課	1	0	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高齢福祉保険課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	こどもらい課	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	障害福祉課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商工労働部	障害福祉課	2	2	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	商工政策課	5	5	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	経営支援課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	労政・能力開発課	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化観光部	観光推進課	8	0	8	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際課	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産部	総合販売戦略課	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構造政策課	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農産園芸課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林政課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県土整備部	監理課	3	3	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知事部局計	18課	54	25	26	2	1	11	4	14	10	8	7	18	14	0	1	—	—	—
警察本部	生活安全企画課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	交通安全課	3	3	0	0	0	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運転免許課	1	1	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警察本部計	3課	5	5	0	0	0	5	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会	職員福利課	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計	22課	87	30	26	2	29	16	5	14	10	8	7	18	14	0	1	—	—	—

(注) 1 「立入検査票のABC評価の記載状況欄」及び「立入検査票の評価と改善報告の状況欄」は、16年度に立入検査を実施した121法人のうち改善指示をした87法人に係る立入検査票についてのものである。
2 医療業務課の「立入検査票の評価と改善報告の状況欄」中、(イ)の「B評価が有る法人数欄」は、検査票に△印で表示されているものもB評価としてカウントしている。
3 医療業務課の「立入検査票の評価と改善報告の状況欄」中、(イ)の「C評価が有る法人数欄」は、検査票に×印で表示されているものもC評価としてカウントしている。

表4

所管部局	所管課	要請内容等の通知状況	要請事項の要請		要請事項の実施状況		県ホームページへの掲載	閲覧書類の備付け状況
			外部監査	インターネットによる公益法人のデイスクリージャー	外部監査	インターネットによるデイスクリージャー		
総務部	人事課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	市町村振興課	○	○	○	0/1	0/10	なし	○
	防災月防課	△	○	○	0/0	0/2	なし	○
	企画課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	情報システム課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	県民生活政策課	△	○	○	0/0	0/6	なし	○
	環境政策課	△	○	○	0/0	0/2	なし	○
	自然保護課	△	○	○	0/0	0/6	なし	○
	健康福祉政策課	△	○	○	0/0	1/42	なし	○
	健康福祉部	△	○	○	1/5	0/11	なし	○
農工労働部	保健衛生課	○	○	○	0/0	0/4	なし	○
	高齢福祉保険課	○	○	○	0/0	1/3	なし	○
	こどもからい課	○	○	○	0/0	0/7	なし	○
	障害福祉課	○	○	○	0/0	0/14	なし	○
	商工政策課	○	○	○	0/0	0/1	なし	○
	経営支援課	○	○	○	0/0	0/6	なし	○
	工業振興課	○	○	○	0/0	0/1	なし	○
	新産業創造課	○	○	○	0/0	2/2	なし	○
	むつ小川原振興課	○	○	○	1/1	1/3	なし	○
	資源エネルギー課	○	○	○	0/0	0/23	なし	○
文化観光部	労政・能力開発課	△	○	○	0/0	0/25	なし	○
	観光推進課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	国際課	○	○	○	0/0	2/3	なし	○
	農林水産政策課	○	○	○	0/0	0/8	なし	○
	総合販売戦略課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	食の安全・安心推進課	○	○	○	0/0	0/4	なし	○
	団林経営改善課	○	○	○	0/1	0/7	なし	○
	構造政策課	○	○	○	0/0	1/5	なし	○
	農産園芸課	○	○	○	0/0	0/4	なし	○
	りんご果樹課	○	○	○	0/0	0/11	なし	○
農林水産部	畜産課	○	○	○	2/3	0/5	なし	○
	林政課	○	○	○	0/0	1/4	なし	○
	水産振興課	○	○	○	0/0	0/1	なし	○
	漁港漁場整備課	○	○	○	0/0	0/9	なし	○
	監理課	○	○	○	0/0	0/2	なし	○
	整理課	○	○	○	0/0	0/2	なし	○
	都市計画課	○	○	○	0/0	0/4	なし	○
	建築住宅課	○	○	○	0/0	1/1	なし	○
	知事部局計	○	○	○	5/14	14/246	なし	○
	警察本部	○	○	○	0/0	1/1	あり	○
警察本部計	厚生課	○	○	○	0/0	0/2	あり	○
	生活安全企画課	○	○	○	0/0	0/1	あり	○
	組織犯罪対策課	○	○	○	0/0	3/5	あり	○
	交通規制課	○	○	○	0/0	1/1	あり	○
	交通規制課	○	○	○	0/0	0/1	あり	○
	運転免許課	○	○	○	0/0	5/11	あり	○
警察本部計	○	○	○	2/6	11/108	あり	○	
教育委員会	○	○	○	7/20	30/365	あり	○	
総計	△	○	○	7/20	30/365	あり	○	

(注)

1 「要請内容等の通知状況欄」について

○は、文書により通知しているもの。

△は、一部だけ文書により通知しているもの。

×は、文書による通知を全くしていないもの。(口頭による通知も含む。)

2 「要請事項の実施状況」欄について

○は、文書による通知を全くしていないもの。(口頭による通知も含む。)

△は、一部だけ文書により通知しているもの。

×は、文書による通知を全くしていないもの。(口頭による通知も含む。)

3 「閲覧書類の備付け状況欄」について

○は、適切。

△は、一部だけ備付けているもの。

×は、全く備付けていないもの。

(発行者・発行人) 青森市長 豊田 一 番 一 号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町 二 番 七 七 号 東 奥 印 刷 株 式 有 限 公 司

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭